

2016年合格目標

上級コース

第1回講義
体験用テキスト

住 民 税

テキスト

1



TAC

住民税 上級コース テキストNo.1 コントロールタワー

回数 教材	テーマ	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論マスター
第 1 回	< 1 月講義 1 回 > 個人住民税の納税義務者 人 的 非 課 税 ○ 納税義務 ○ 住所の判定 ○ 住民税の非課税 ○ 均等割の非課税 ○ 所得割の特例	P. 1 〃 P. 24	問題 1 〃 問題 9	1 2	1-1 1-2 1-3
第 2 回	< 1 月演習 1 回 > 理論テーマ 均等割 計算テーマ 均等割・人的非課税 所得割の税額計算				
第 3 回	< 1 月講義 2 回 > 所得割の計算体系 ○ 住民税の特例 ○ 計算体系 ○ 専従者控除等 ○ 利子割・配当割	P. 25 〃 P. 91	問題 1 〃 問題 24	3 4 5 6 7 8	2-1 〃 4-1
第 4 回	< 1 月演習 2 回 > 理論テーマ 所得割の課税標準 計算テーマ 利子割・配当割・専従者等				
第 5 回	< 2 月講義 1 回 > 譲渡の税額計算 ○ 措置法の特別控除 ○ 課短・課長の税率 ○ 有価証券譲渡益課税	P. 93 〃 P. 119	問題 1 〃 問題 7	9 11	4-2 4-4
第 6 回	< 2 月演習 1 回 > 理論テーマ 株式等譲渡所得割 計算テーマ 土地、株式の税額計算				
第 7 回	< 2 月講義 2 回 > 利 子 割 等 税 額 控 除 ○ 各種税額控除 ○ 還付・充当等	P. 121 〃 P. 162	問題 1 〃 問題 5	10 11	8-1 4-1
第 8 回	< 2 月演習 2 回 > 理論テーマ 寄附金税額控除 計算テーマ 住宅借入金・寄附金・配当 割等の税額控除の計算				

住民税（上級コース）理論暗記目標

	マスター	上級演習出題理論	マスター	任意暗記理論（優先順位 1）	マスター	任意暗記理論（優先順位 2）
No. 1	① 1-2・1-3	均等割	1-2	人的非課税及び減免	1-1	納税義務者
	② 2-1	所得割の課税標準	2-2	配当の課税方式	2-3	非居住者期間
	③ 4-1・4-2	株式等譲渡所得割	4-2	株式等に係る課税の特例	4-4	居住用財産の譲渡
	④ 4-1	寄附金税額控除	4-1	住宅借入金等特別税額控除	4-3	源泉徴収口座内配当等
No. 2	① 6-6	特別徴収税額の残額徴収	6-5	給与所得者の徴収方法	6-4	給与所得を有する者の徴収方法
	② 5-1	個人住民税の申告義務	6-7	年金所得者の徴収方法	5-2	給与支払報告書等の提出等
	③ 7-1	退職所得の課税の特例	6-3	賦課額変更と延滞金	6-1	道府県民税の賦課徴収
	④ 法 2-1	法人税割の課税標準	3-3	利子割額の控除	4-5	分割法人の申告納付
	法 3-2	分割法人の外国税額控除				

住民税の学習テーマの体系

第 1 部 個人住民税

テ ー マ	内 容	上 級	
		No. 1	No. 2
1 納税義務者	1－1 納税義務者 1－2 住 所 1－3 事務所等の意義	○ ○ ○	
2 人的非課税	2－1 非課税の概要 2－2 道府県民税及び市町村民税の非課税 2－3 所得割の非課税・税額調整 2－4 均等割の非課税・軽減	○ ○ ○ ○	
3 所得割	3－1 所得割の課税標準の通則 3－2 地方税法等における所得割の課税標準 3－3 所得割の計算体系	○ ○ ○	
4 各種所得の金額	4－1 利子所得の金額（利子割） 4－2 配当所得の金額（配当割） 4－3 不動産所得の金額 4－4 事業所得の金額 4－5 給与所得の金額 4－6 退職所得の金額 4－7 山林所得の金額 4－8 譲渡所得の金額 4－9 一時所得の金額 4－10 雑所得の金額 4－11 非課税所得	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
5 課税標準	5－1 損益通算 5－2 損失の繰越控除	○ ○	

テ ー マ	内 容	上 級	
		No. 1	No. 2
6 所得控除	6－1 雑損控除 6－2 医療費控除 6－3 社会保険料控除 6－4 小規模企業共済等掛金控除 6－5 生命保険料控除 6－6 地震保険料控除 6－7 障害者控除 6－8 寡婦（寡夫）控除 6－9 勤労学生控除 6－10 配偶者控除 6－11 配偶者特別控除 6－12 扶養控除 6－13 基礎控除	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
7 所得割の税額計算	7－1 税額計算 7－2 調整控除・配当控除・外国税額控除 ・住宅借入金等特別税額控除・寄附金 税額控除・配当割額控除及び株式等譲 渡所得割額控除	○ ○ ○ ○	
8 専従者の特例	8－1 対価の取扱い 8－2 青色事業専従者 8－3 事業専従者	○ ○ ○	
9 譲渡所得等の 税額計算	9－1 土地等建物等の譲渡に係る特別控除 9－2 課税長期譲渡所得金額に係る税額計 算 9－3 課税短期譲渡所得金額に係る税額計 算	○ ○ ○	
10 利子割	10－1 利子割 10－2 納税義務者 10－3 課税標準等 10－4 徴収等 10－5 金融類似商品	○ ○ ○ ○ ○	

テ ー マ	内 容	上 級	
		No. 1	No. 2
11 有価証券譲渡益課税	11－1 株式等に係る個人住民税の課税の特例	○	
	11－2 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算	○	
	11－3 株式等に係る譲渡所得等の金額に対する所得割額の計算	○	
	11－4 計算過程	○	
	11－5 負債利子	○	
	11－6 特定口座内保管上場株式等の特例 (株式等譲渡所得割)	○	
	11－7 特定中小会社の特例	—	—
12 徴収方法	12－1 賦課徴収制度		○
	12－2 道府県民税の賦課徴収		○
	12－3 普通徴収		○
	12－4 特別徴収		○
	12－5 年金所得者の徴収方法		○
	12－6 報奨金・延滞金等		○
13 個人住民税の申告	13－1 住民税の申告		○
	13－2 給与支払報告書等の提出等		○
14 退職所得に係る課税の特例	14－1 現年分離課税		○
	14－2 分離課税に係る所得割額		○
	14－3 その年に2以上の退職手当等の支給を受ける場合		○
	14－4 退職所得申告書の提出義務		○
15 非課税所得等	15－1 非課税所得	○	
	15－2 免税所得	—	—

第2部 法人住民税

テ ー マ	内 容	上 級	
		No. 1	No. 2
1 納税義務者	1－1 納税義務と申告納付の概要		○
	1－2 納税義務者		○
	1－3 非課税法人		○
	1－4 公共法人等の課税		○
	1－5 事務所等の意義		○
	1－6 外国法人の納税義務		○
2 均等割	2－1 均等割の税率		○
	2－2 均等割額の計算		○
3 法人税割	3－1 法人税割の課税標準		○
	3－2 試験研究費の特別控除		○
	3－3 法人税額の繰越控除		○
	3－4 法人税割の税率		○
4 税額控除	4－1 外国税額控除		○
	4－2 仮装経理に係る過大納付額の控除		○
	4－3 利子割額の控除		○
	4－4 租税条約の実施に係る控除	－	－
5 分割法人	5－1 分割法人		○
	5－2 法人税額の分割		○
	5－3 分割基準		○
	5－4 均等割及び分割における従業者数		○
	5－5 分割に関する明細書		○
	5－6 分割法人の外国税額控除		○
	5－7 予定申告に係る法人税割額		○
6 申告納付	6－1 申告納付		○
	6－2 申告納付の方法		○
	6－3 中間申告納付の手続		○

テ ー マ	内 容	上 級	
		No. 1	No. 2
7 修正申告等	7－1 修正申告等	－	－
	7－2 更正の請求	－	－
	7－3 分割法人の分割基準の修正又は決定	－	－
	7－4 確定申告書の提出期限の延長	－	－
	7－5 法人税割の徴収猶予	－	－

※ 上記の表中のテキスト区分欄に「－」とあるのは、直前期の学習項目であることを示しています。

<メ モ>

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

P 1 ~24

第 1 部

個人住民税

第 1 回

<今回の学習テーマ>

- 個人住民税の納税義務
- 人的非課税

1-1 納税義務者

ポイント整理

1. 納税義務者の範囲
2. 負担すべき住民税の内容
3. 賦課期日
4. 住所の認定

〔1〕道府県民税

① 道府県内に住所を有する個人	均等割額と所得割額の合算額
② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者	均等割額
③ 利子等の支払等をする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者	利子割額
④ 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの	配当割額
⑤ 特定口座内保管上場株式等の譲渡対価等の支払を受ける個人で当該譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するもの	株式等譲渡所得割額

〔2〕市町村民税

① 市町村内に住所を有する個人	均等割額と所得割額の合算額
② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者	均等割額

1 - 2 住 所

〔1〕住 所

(1) 住所の概念

住所の概念は、地方税法上は明文の定めはないが、民法上の**生活の本拠**をいうものと解されている。

現在では、住民税の課税のみならず、住所に関する各種法令を含め、住民基本台帳法の適用を受ける者については同法上の住所の認定の問題として住所の取扱いが統一的に運用されている。

(2) 生活の本拠

生活の本拠とは、次のイ～へのすべての面を総合して、その中心をいう。

イ) その人の日常生活の状況

ロ) 家族の生活の状況

ハ) 家族との連絡の状況

ニ) 職業

ホ) 選挙権の行使の状況

ヘ) 住民基本台帳の記録の状況

(3) 住所は1人1箇所に限られている。

市町村民税における住所は、市町村の課税権の帰属を決定し、納税者の納税義務を確定する効果を有するものであるから、課税の重複を避けるため、地方税法上は1個とされている。

〔2〕住民基本台帳法の適用を受ける者

(1) 原 則

住民基本台帳法が施行されたことに伴い、住所は原則として住民基本台帳に記録されているところによることとされた。

(2) 例外（住民基本台帳の記録と住所が異なる場合）

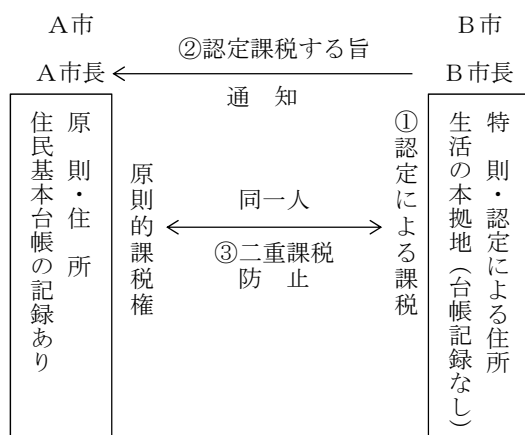
① 住民基本台帳に記録されていない者で、その者が市町村内に住所を有する者に該当すると認定された場合には、その市町村はその市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課することができる。

② 住民基本台帳に記録されている市町村への通知

上記において、市町村長はその者が市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

③ 二重課税の排除

現に住所を有する市町村において市町村民税を課税された者に対しては、同一人に対する二重課税を防止する趣旨から、住民基本台帳に記録されている場合であっても、当該市町村では市町村民税を課税することができない。



〔３〕道府県内に事務所，事業所または家屋敷を有する個人で，当該事務所，事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

道府県民税においては，住所を有する市町村以外の市町村に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人は，市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

設 例

個人の住所と課税団体

1. A県B市に住所を有する甲は同県C市に事務所を置いている。

A 県	B 市	C 市	(住所地)		(事務所分)	
	⊕		A 県民税	均等割額	1,500円 +	1,500円
		事務所		所得割額	×××円	
			B 市民税	均等割額	3,500円	
				所得割額	×××円	
		D 市	C 市民税	均等割額	3,500円	

2. A県B市に住所を有する甲は次の事務所を置いている。

{ C市に事務所を2店
D町に事務所を1店 }

(C市事務所) (D町事務所)
+1,500円 +1,500円

A 県

The diagram shows a map of A Prefecture divided into three municipalities: B City, C City, and D Town. B City is in the top-left, C City in the top-right, and D Town in the bottom-left. A circled cross symbol is located in B City. Two boxes labeled '事務所' (Office) are located in C City, and one box labeled '事務所' is located in D Town. Dashed lines separate the municipalities.

A 県民税	均等割額	1,500円	←
	所得割額	×××円	
B 市民税	均等割額	3,500円	
	所得割額	×××円	
C 市民税	均等割額	3,500円	
D 町民税	均等割額	3,500円	

解答への道

- 事務所分の県民税及び市民税の均等割は、その市町村ごとに道府県民税の均等割額を納付する。
つまり、住所を有する市のほかにC市事務所分に対応するものがA県民税の事務所分の均等割額となる。
- 同一市町村内に事務所等が2以上有る場合の市町村民税の均等割は、一の納税義務を負うにすぎない。(C市が該当)

上記に対し、同一道府県内の2以上の市町村にそれぞれ事務所等がある場合には、その市町村ごとに納税義務を負う。(A県とC市及びD町の関係)

1 - 3 事務所・事業所・家屋敷の意義

(1) 事務所・事業所

事務所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

(2) 家屋敷

自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅をいう。

常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実に住居していることを要しない。

(除外されるもの)

他人に賃貸する目的で設けられているもの。

現に他人が居住しているもの。

過去問題出題実績

第36回（昭和61年度）

市町村内に住所を有する個人に対して課される市町村民税に関し、次の事項について述べなさい。

- (1) 「住所」の意義及びその認定（個別事例について述べる必要はない。）

第46回（平成8年度）

個人の均等割について、その意義及び制度の概要を述べなさい。(30点)

第48回（平成10年度）

二以上の市町村に事務所又は事業所を有する者に対しては住民税はどのように課税されるか。その者が個人である場合と法人である場合それぞれについて述べなさい。

(20点)

第50回（平成12年度）

個人住民税の均等割に関する以下の点について述べなさい。

- (1) 個人住民税の均等割の趣旨
- (2) 納税義務者
- (3) 税率
- (4) 非課税措置
- (5) 軽減

(30点)

第53回（平成15年度）

個人の住民税均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減、賦課徴収）について述べなさい。

（25点）

第57回（平成19年度）

個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。

（30点）

第62回（平成24年度）

個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。なお、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）による個人住民税均等割に係る特例措置について述べる必要はない。

（25点）

<メ モ>

テーマ 2

人的非課税

ポイント整理

- ・ 住民税（均等割・所得割）の非課税
- ・ 所得割の非課税（調整を含む）
- ・ 均等割の非課税（軽減を含む）

以上三点の適用要件及び判定が正確に出来るように要点を整理する。

2-1 非課税の概要

〔1〕住民税（道府県民税及び市町村民税）の非課税

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く）

〔2〕所得割の特例

- (1) 所得割の非課税 → 所得割非課税基準額 $\geq$ 課税標準の合計額
- (2) 所得割の税額調整 → 所得割非課税基準額 $>$ 税引後の課税標準の合計額

〔3〕均等割の非課税

前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下である者

〔4〕均等割の税率の軽減

- (1) 均等割を納付する義務のある控除対象配偶者または扶養親族
→ 当該配偶者又は扶養親族の均等割を軽減
- (2) (1)の者を2人以上有する者
→ 当該2人以上有する者の均等割を軽減

2-2 住民税（均等割及び所得割）の非課税

〔1〕生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

(1) 趣旨（担税力を考慮）

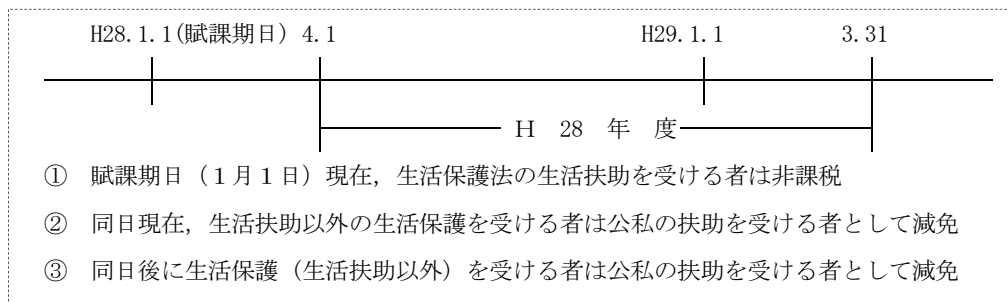
生活保護法による保護を受けている者は、生活に困窮し、国の保護によって最低限の生活を維持している者であり、担税力を考慮して、これらの者に対しては、住民税の負担を求めない。

(2) 住民税の非課税について

(イ) 全面的に非課税

(ロ) ただし、分離課税にかかる所得割について、法 295①一を適用する場合において当該者が生活保護法の規定による生活扶助を受けている者であるかどうかの判定は、退職手当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況による。

●生活保護を受けている者の課税関係



〔2〕障害者，未成年者，寡婦又は寡夫

(1) 趣旨

精神的，社会的にも他の一般の納税義務者に比較して不利な立場にあり，所得の稼得能力，又担税力の面からも劣弱であるところから，非課税とされている。

(2) 非課税の判定

前年の合計所得金額が 125万円以下で判定をする。

(3) 対象者

① 障害者

心身喪失の常況にある者，失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものの。

② 未成年者

民法上の未成年であり，賦課期日現在において満20歳に達しない者。

平成 8. 1. 3以後に出生した者が該当

③ 寡婦

次に掲げる者をいう。

① 夫と死別し、若しくは離婚後婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない者

イ 扶養親族その他その者と生計を一にする子で前年の課税標準の合計額が38万円以下のものを有すること。

ロ 所得要件なし

② 夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない者

前年の合計所得金額が 500万円以下

④ 寡夫

次の①から③までのすべての要件を満たす者をいう。

① 妻と死別し、若しくは離婚後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者。

② 生計を一にする子で前年の課税標準の合計額が38万円以下のものを有すること。

③ 前年の合計所得金額が 500万円以下。

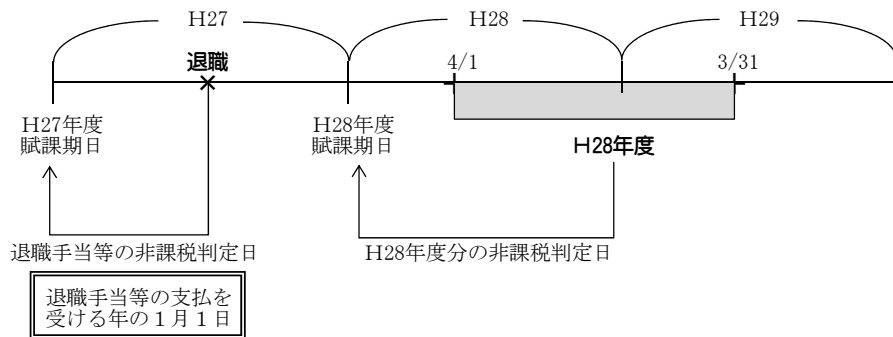
〔3〕 判定の時期

1 原 則（法39，318）

賦課期日の現況による。

2 分離課税に係る所得割に係る非課税判定（法24の5②，295②）

その者が生活扶助を受けている者に該当する場合の非課税判定は、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況による。



設 例

次に掲げる資料により，甲の住民税（県民税及び市民税）を算定しなさい。

なお，解答にあたっては，税率は標準税率を採用しているものとし，これに地方税の臨時特例を適用するものとする。条例で定める基本額（均等割の非課税基準の金額）は35万円，加算額は21万円とする。

A市に住所を有する甲（67歳・障害者に該当する。）の平成27年中の所得

不動産所得の金額	1,320,000円
事業所得の損失の金額	300,000円
一時所得の金額	200,000円
雑所得の金額	80,000円

解答への道

- (1) 甲の合計所得金額

$$1,320,000円 + 80,000円 - 300,000円 + 200,000円 \times \frac{1}{2} = 1,200,000円$$

- (2) 非課税の判定

甲は障害者に該当し，かつ，合計所得金額 1,250,000円以下の者に該当する。

よって，住民税は課税されない。

2-4-1 均等割の非課税

〔1〕前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下である者

(1) 趣 旨

均等割の納税義務者のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために設けられたものである。

(2) 適用対象者

この法律の施行地に住所を有する者で**均等割のみを課すべきもの**。

従って、下記のイ及びロ以外の者が対象者となる。

- イ 日本国外に住所を有する者で、市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者

ロ 所得割を納付すべき者

(3) 政令で定める基準

(控除対象配偶者及び扶養親族 + 1) × 一定金額 + [※]加算額

※ その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とする。

(4) 一定金額

市町村の条例で定める金額は、35万円の範囲内において35万円に、又は、加算額として定める一定金額は21万円を超えない範囲内において21万円に、生活保護の基準における地域の級地区区分ごとに、その区分に応じ1級地 1.0、2級地 0.9、3級地 0.8の率を乗じて得た金額を参酌して定める。

(5) 保護の基準における地域の級地区区分

1級地 大都市 2級地 中都市 3級地 市町村部

〔2〕非課税規定の留意点

(1) 法の施行地に住所を有しない者の課税

国外に住所を有する者が、国内に家屋敷等を有する場合、その者の前年中の所得の有無を調べることは事実上不可能であるので、主として課税技術上の理由から、国外に住所を有する者については、法24の5、法 295の第1項各号に該当するか否かにかかわらず、均等割を課することができる。

(2) 事務所等を有している者の均等割の課税

市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者に対しては、均等割が課税されるが、法 295の規定により、非課税に該当する場合には均等割も課税されない。

設 例

次に掲げる資料により、甲の住民税（県民税及び市民税）を算定しなさい。

なお、解答にあたっては、税率は標準税率を採用しているものとし、これに地方税の臨時特例を適用するものとする。均等割の非課税基準の金額は28万円、加算額は16万8千円とする。

B市に住所を有する白色申告者・甲（57歳、同居家族は妻54歳のみであり、妻の合計所得金額は380,000円である。）は、平成27年中に事業所得の金額を2,880,000円、一時所得の金額を40,000円得ている。

なお、平成26年中に、純損失の金額が3,050,000円生じており、そのうち、被災事業用資産に係る損失額は、1,980,000円であった。

解答への道

(1) 甲の課税標準額

① 合計所得金額

$$2,880,000\text{円} + 40,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 2,900,000\text{円}$$

② 純損失の繰越控除額

甲は白色申告者のため、純損失の金額3,050,000円のうち、被災事業用資産の損失の金額1,980,000円のみ繰越控除できる。

③ 課税標準額

$$2,900,000\text{円} - 1,980,000\text{円} = 920,000\text{円}$$

(2) 所得割の非課税の判定

$$350,000\text{円} \times (1 + 1) + 320,000\text{円} = 1,020,000\text{円} \geq 920,000\text{円} \text{ (課税標準額)}$$

∴ 所得割非課税

(3) 均等割の非課税の判定

$$280,000\text{円} \times (1 + 1) + 168,000\text{円} = 728,000\text{円} < 2,900,000\text{円} \text{ (合計所得金額)}$$

∴ 均等割課税

県民税 1,500円 市民税 3,500円

2-4-2 均等割の税率の軽減

〔1〕趣 旨

住民税は、個人単位課税主義によっているが、同一世帯の全てに均等割を課税することは税負担の過重になるために特定の者に対しては、市町村民税均等割の税率を軽減する。

〔2〕適用対象者

- (1) 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者または扶養親族
- (2) 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者または扶養親族を2人以上有する者

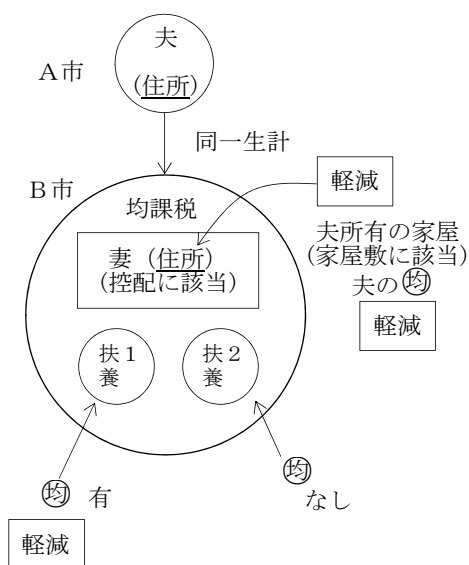
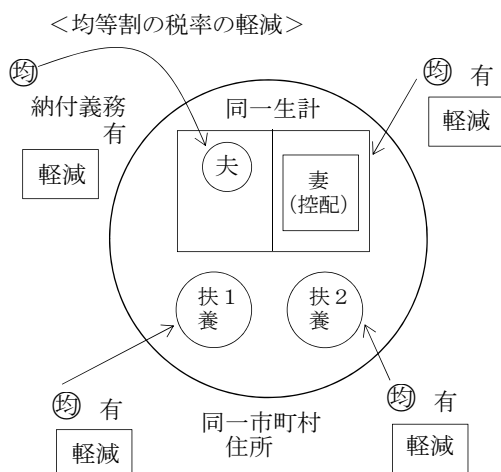
上記(1)については、「均等割を納付する義務がある控除対象配偶者または扶養親族」であればすべて均等割の軽減の対象となる。

(2)については、控除対象配偶者または扶養親族が2人以上であり、かつこれらの者がすべて均等割の納税義務者である場合でなければならない。

〔3〕均等割の軽減額

軽減額は、「当該市町村の条例に定めるところによって、軽減することができる」と規定している。

②参 考



設 例

次の資料によりA市に住所を有する所得割の納税義務者甲と甲の同一生計親族が納付すべき均等割額を算定しなさい。

なお、税率は標準税率を採用しているものとし、これに地方税の臨時特例を適用するものとする。A市は条例で定める均等割の非課税基準額を28万円、加算額を16万8千円と定めている。

また、A市は次のとおり条例により均等割の税率の軽減を定めている。

- 1 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族 1,300円
- 2 上記に掲げるものを二人以上有する者 900円

甲の同一生計親族の所得の状況

- | | | |
|--------|---------|----------|
| (1) 妻 | 給与所得の金額 | 375,000円 |
| (2) 長男 | 雑所得の金額 | 320,000円 |
| (3) 長女 | 一時所得の金額 | 550,000円 |

解答への道

(1) 妻

- ① $375,000円 \leq 380,000円$ $\therefore$ 控除対象配偶者
- ② $375,000円 > 350,000円$ $\therefore$ 所得割課税
- ③ $375,000円 > 280,000円$ $\therefore$ A市均等割課税

均等割を納付する義務のある控除対象配偶者 $\therefore 3,500円 - 1,300円 = 2,200円$

(2) 長男

- ① $320,000円 \leq 380,000円$ $\therefore$ 扶養親族
- ② $320,000円 \leq 350,000円$ $\therefore$ 所得割非課税
- ③ $320,000円 > 280,000円$ $\therefore$ A市均等割課税

均等割を納付する義務のある扶養親族 $\therefore 3,500円 - 1,300円 = 2,200円$

(3) 長女

- ① $550,000円 \times \frac{1}{2} = 275,000円 \leq 380,000円$ $\therefore$ 扶養親族
- ② $275,000円 \leq 350,000円$ $\therefore$ 所得割非課税
- ③ $275,000円 \leq 280,000円$ $\therefore$ A市均等割非課税

(4) 甲自身

甲は均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族（妻及び長男）を二人以上有しているので、甲についてもA市均等割が軽減される。

$$3,500円 - 900円 = 2,600円$$

2-3 所得割の非課税・税額調整

〔1〕趣 旨

低所得者層の税負担の考慮。

〔2〕所得割の非課税

【算 式】

※

$35\text{万円} \times (1 + \text{控除対象配偶者及び扶養親族の合計数}) \geq \text{総所得金額等課税標準の合計額}$

※ 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には32万円加算

〔3〕所得割の税額調整

市町村は当分の間、35万円に所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額と(3)に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に(2)に掲げる金額をその(2)に掲げる額と(3)に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の法314の3（所得割の税率）及び法314の6（調整控除）の規定を適用した場合の所得割額から控除する。

(1) 前年の所得に係る課税標準の合計額

当該納税義務者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（※法附則の分離課税される課税標準も全て含める。）

(2) 市町村民税所得割額

当該納税義務者の法314の3（所得割の税率）、法314の6（調整控除）、法314の7（寄附金税額控除）、法314の8（外国税額控除）、附則5③（配当控除）、附則5の4⑥・5の4の2⑤（住宅借入金等特別税額控除）及び附則5の5②（寄附金税額控除における特例控除額の特例）の規定を適用して計算した場合の所得割額

(3) 道府県民税所得割額

当該納税義務者の法35（所得割の税率）、法37（調整控除）、法37の2（寄附金税額控除）、法37の3（外国税額控除）、附則5①（配当控除）、附則5の4①・5の4の2①（住宅借入金等特別税額控除）及び附則5の5①（寄附金税額控除における特例控除額の特例）の規定を適用して計算した場合の所得割額

【算 式】

総所得金額等の合計額－算出税額＝C

所得割の非課税基準額－C＝D……調整額

$$A - \left(D \times \frac{A}{A+B} \right) = \text{調整後の道府県民税所得割額}$$

| ←円未満切上→ |

$$B - \left(D \times \frac{B}{A+B} \right) = \text{調整後の市町村民税所得割額}$$

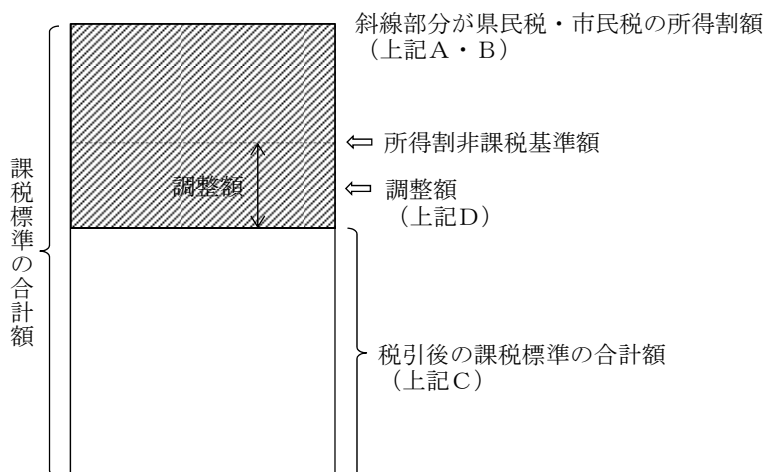
| ←円未満切上→ |

A………道府県民税所得割額 （調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除及び外国税額控除適用後）

B………市町村民税所得割額 （調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除及び外国税額控除適用後）

【解説】

所得割の税額調整は，所得割の非課税基準額を若干上回る課税標準の合計額である場合において住民税所得割額控除後の課税標準の合計額が非課税基準額を下回ることのないように調整を行うものである。



設 例

次の資料により、甲（50歳）の所得割の調整後の所得割額を計算しなさい。

解答にあたっては、税率は標準税率を採用しているものとし、これに地方税の臨時特例を適用するものとする。なお、均等割の非課税基準の金額は35万円、加算額は21万円とする。

- (1) 甲の総所得金額 1,374,000円
- (2) 所得控除の合計額 1,254,000円（以下(3)の妻及び次女に関する控除額を含んでいる。）
- (3) 甲には同一生計の妻（48歳・控除対象配偶者）及び次女（24歳・扶養親族）がある。
- (4) 調整控除額は、県民税2,400円、市民税3,600円である。

解答への道

- (1) 所得割の非課税の判定

$$350,000 \times (1 + 2) + 320,000 \text{円} = 1,370,000 \text{円} < 1,374,000 \text{円} \text{（課税標準額）}$$

∴ 所得割課税

- (2) 課税総所得金額

$$1,374,000 \text{円} - 1,254,000 \text{円} = 120,000 \text{円}$$

- (3) 所得割額

$$120,000 \text{円} \times 4\% = 4,800 \text{円} \quad \text{県}$$

$$120,000 \text{円} \times 6\% = 7,200 \text{円} \quad \text{市}$$

- (4) 調整控除額

$$\text{県} 2,400 \text{円} \cdot \text{市} 3,600 \text{円}$$

- (5) 税額控除後の所得割額

$$4,800 - 2,400 = 2,400 \quad \text{県}$$

$$7,200 - 3,600 = 3,600 \quad \text{市}$$

- (6) 所得割の調整の判定

$$1,374,000 \text{円} - (2,400 \text{円} + 3,600 \text{円}) = 1,368,000 \text{円}$$

$$1,368,000 \text{円} \leq 1,370,000 \text{円} \quad \therefore \text{調整あり}$$

$$1,370,000 \text{円} - 1,368,000 \text{円} = 2,000 \text{円} \cdots \cdots \text{調整額}$$

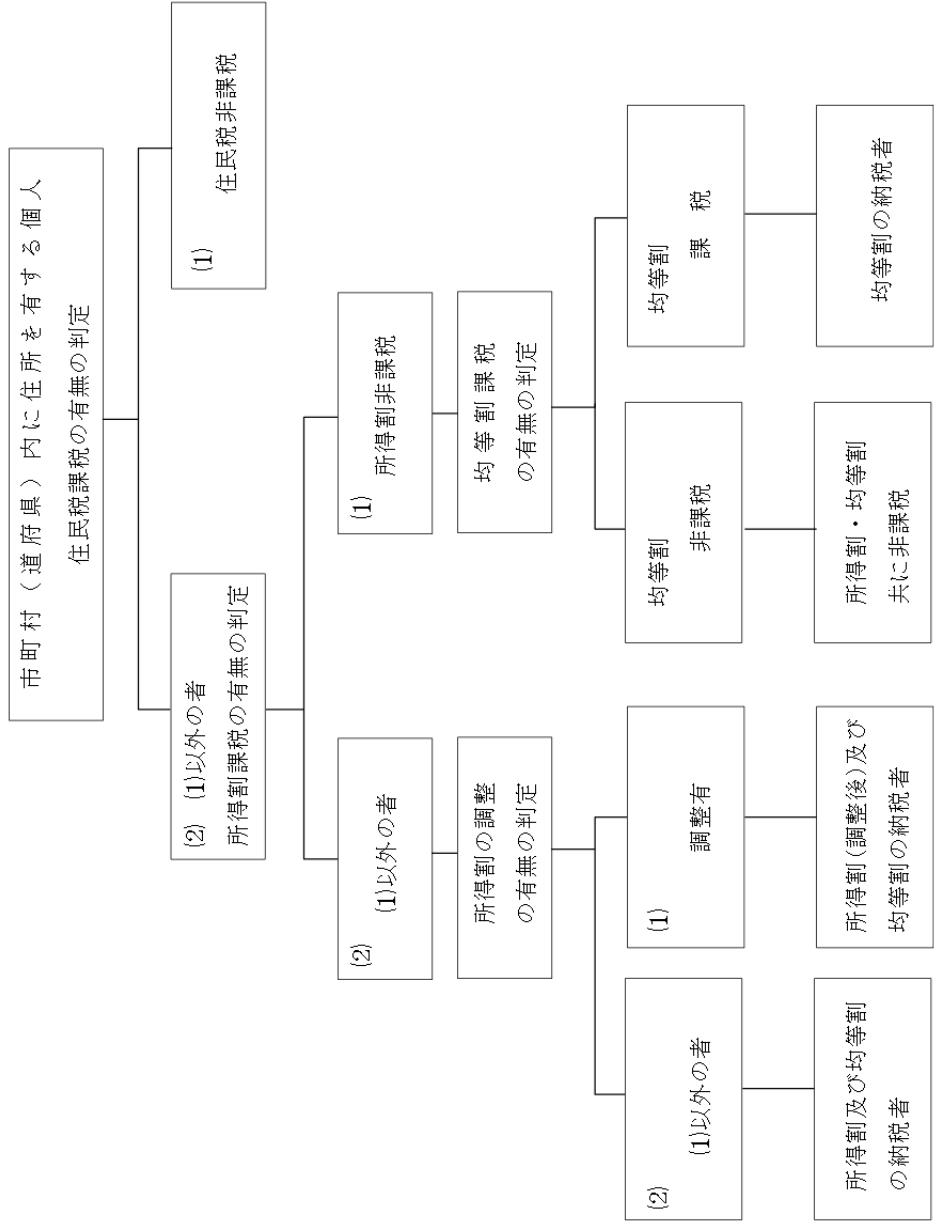
- (7) 調整後の所得割額

$$\text{① 県民税} \quad 2,400 \text{円} - 2,000 \text{円} \times \frac{2,400 \text{円}}{2,400 \text{円} + 3,600 \text{円}} = 1,600 \text{円}$$

$$\text{② 市民税} \quad 3,600 \text{円} - 2,000 \text{円} \times \frac{3,600 \text{円}}{2,400 \text{円} + 3,600 \text{円}} = 2,400 \text{円}$$

非課税の体系

まとめ



過去問題出題実績

第36回（昭和61年度）

市町村内に住所を有する個人に対して課される市町村民税に関し、次の事項について述べなさい。

- (2) 非課税措置の概要（非課税所得について述べる必要はない。）

第41回（平成3年度）

個人住民税の均等割が非課税となる場合を述べなさい。

第45回（平成7年度）

個人の市町村民税における非課税措置の概要について述べなさい（非課税所得及び条例による減税については述べる必要はない。）。

第49回（平成11年度）

個人の市町村民税における所得割の非課税措置の概要及び非課税措置との関連で市町村民税の所得割の額が調整される場合の措置の概要について述べなさい（非課税所得及び条例による減免について述べる必要はない。）。（20点）

第50回（平成12年度）

個人住民税の均等割に関する以下の点について述べなさい。

- (1) 個人住民税の均等割の趣旨
- (2) 納税義務者
- (3) 税率
- (4) 非課税措置
- (5) 軽減

(30点)

第53回（平成15年度）

個人の住民税均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減、賦課徴収）について述べなさい。

(25点)

第55回（平成17年度）

個人の市町村民税の非課税措置について、所得割の非課税措置に係る税額調整制度、平成17年度と平成18年度の取扱いの相違にも触れつつ述べなさい。

(25点)

第57回（平成19年度）

個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。

(30点)

第61回（平成23年度）

個人の市町村民税の非課税措置及び減免に関する以下の点について、その意義及び概要を述べなさい。

(25点)

- ① 均等割の非課税措置
- ② 所得割の非課税措置（非課税の基準となる金額を若干上回る所得を有する者に係る所得割の額の調整措置を含む。）
- ③ 条例による減免

第62回（平成24年度）

個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。なお、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）による個人住民税均等割に係る特例措置について述べる必要はない。

(25点)

第65回（平成27年度）

個人住民税の所得割及び均等割における非課税制度（非課税の基準となる金額を若干上回る所得を有する者に係る所得割の額の調整措置を含む。）について、その意義及び制度の概要を述べなさい。ただし、非課税所得並びに条例による減免、課税免除及び不均一課税について述べる必要はない。

(配点不明)

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題1～9

第 1 回

(注) 本書における出題は、すべて地方税の臨時特例
(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が
実施する防災のための施策に必要な財源の確保に
係る地方税の臨時特例に関する法律) の適用を受
けるものとして解答を作成している。

問題 1 納税義務

基礎

次の設問に係る課税団体及び均等割・所得割の納税義務を答えなさい。

《設問 1》甲県A市に住所を有する場合

《設問 2》甲県A市に住所を有し、かつ、A市には店舗も所有している場合

《設問 3》甲県A市に住所を有し、かつ、甲県B市に小売店を所有している場合

《設問 4》甲県A市に住所を有し、甲県B市に倉庫（事務員あり）、甲県C市に店舗を2店所有している場合

《設問 5》甲県A市に住所を有し、乙県B市に店舗、乙県C市に別荘を所有している場合

問題 2 納税義務

応用

《設問 1》

B市に住所を有する甲氏、乙氏はA市内において共同でスーパーマーケットを経営している。この場合A市は甲氏、乙氏の両者に対して個人均等割を課することができるか。

《設問 2》

A県B市に住所を有する甲は、C市にあるマンションを居住する予定で購入したが、都合により友人夫婦へ賃貸することになり、すでに入居した。この場合、甲の所有するマンションに対して均等割は課税されるのか。

《設問 3》

A県B市に住所を有する甲は、居住用の住宅をC市に設けたが、未だ転居していない。なお、甲はC市の住民税の職員に自己の居住用に設けた住宅ではあるが、現在は適当な借主があれば他人に貸し付ける意思がある旨を表明しているが、この場合の取扱いについて答えなさい。

問題 1

【解 答】

	県 民 税	市 民 税
設 問 1	甲県：均＋所	A市：均＋所
設 問 2	甲県：均＋所	A市：均＋所
設 問 3	甲県：均(A)＋均(B)＋所	A市：均＋所 B市：均のみ
設 問 4	甲県：均(A)＋均(B)＋均(C)＋所	A市：均＋所 B市：均のみ C市：均のみ
設 問 5	甲県：均＋所 乙県：均(B)＋均(C)	A市：均＋所 B市：均のみ C市：均のみ

【解答への道】

- 1 同一市町村内に事務所等が二以上ある場合の市町村民税の均等割は、一の納税義務を負うにすぎない。
- 2 同一道府県内の二以上の市町村にそれぞれ事務所等がある場合には、その市町村ごとに、道府県民税の均等割の納税義務を負う。

問題 2

【解 答】

《設問 1》

住民税の規定により非課税とされる場合を除き、甲、乙両氏に均等割を課税することができる。

《設問 2》

賃貸されているため均等割は課税されない。

《設問 3》

自己の居住の目的をもって設けた住宅であっても客観的にみて他人に貸付ける目的をもって設けたものとなんら異ならないのである場合においては、これを家屋敷の範疇に含めないことが妥当である。

【解答への道】

「市町村内に事務所等を有する」とは、個人経営であると共同経営であると問わないものであり、共同経営の場合、共同経営者は、それぞれが、事務所、事業所を有するものである。

問題3 納税義務**基礎**

A県B市に住所を有する甲（55歳）の県民税及び市民税を算出しなさい。税率は標準税率を採用しているものとし、これに地方税の臨時特例を適用するものとする。以下本書において同じ。

1. 所得金額等

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 給与所得の金額 | 930,000円 |
| (2) 譲渡所得の金額（総合短期） | 480,000円 |
| (3) 社会保険料の支払額 | 510,000円 |
| (4) 調整控除額 | 県民税 2,000円・市民税 3,000円 |

2. 家族構成

妻（51歳） パート収入に係る給与所得の金額 350,000円がある。

問題4 人的非課税**基礎**

A県B市に住所を有する甲（48歳）の県民税及び市民税を算出しなさい。税率は標準税率を採用しているものとする。なお、条例で定める均等割の非課税基準額は35万円、加算額は21万円である。

1. 所得金額

不動産所得の金額 1,800,000円

2. 純損失の繰越控除額 360,000円

3. 家計費から支出した経費等

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 医療費 | 172,000円 |
| (2) 社会保険料 | 440,000円 |

4. 家族構成

妻（45歳）、長男（学生・20歳）ともに所得なし。

問題5 人的非課税（所得割の調整）**基礎**

次の資料により、甲（63歳）の所得割の調整後の所得割額を計算しなさい。税率は標準税率を採用しているものとする。

〔1〕甲の前年の所得状況

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 不動産所得の金額 | 635,000円 |
| (2) 給与所得の金額 | 600,000円（給与から差し引かれた社会保険料が160,000円ある。） |
| (3) 雑所得の金額 | 140,000円 |
| (4) 調整控除額 | 県民税 2,100円・市民税 3,150円 |

〔2〕生計を一にする家族の状況

- | |
|--|
| (1) 甲の妻 60歳 主婦、パート収入に係る給与所得の金額35万円がある。 |
| (2) 長女 21歳 学生、所得なし |

問題3

【解 答】

(単位：円)

1 課税標準		
総所得金額	1,410,000	$930,000 + 480,000 = 1,410,000$ $350,000 \times (1 + 1) + 320,000 = 1,020,000$ $< 1,410,000$ $\therefore$ 所得割課税
2 所得控除		
(1) 社会保険料控除	51,000	(2) $350,000 \leq 380,000 \quad \therefore$ 該当
(2) 配偶者控除	330,000	
(3) 基礎控除	330,000	
	1,170,000	
3 課税所得金額		
課税総所得金額	240,000	$1,410,000 - 1,170,000 = 240,000$ (千円未満切捨)
4 所得割額		
(1) 算出所得割額		(1)
① A県民税	9,600	① $240,000 \times 4\% = 9,600$
② B市民税	14,100	② $240,000 \times 6\% = 14,400$
(2) 調整控除額		
① A県民税	2,000	
② B市民税	3,000	
(3) 所得割額		(3)
① A県民税	7,600	① $9,600 - 2,000 = 7,600$
② B市民税	11,400	② $14,400 - 3,000 = 11,400$
5 均等割額		
(1) A県民税	1,500	
(2) B市民税	3,500	
6 県民税及び市民税		
(1) A県民税	9,100	(1) $1,500 + 7,600 = 9,100$
(2) B市民税	14,900	(2) $3,500 + 11,400 = 14,900$

問題 4

【解 答】

(単位：円)

1 課税標準		1
総所得金額	1,440,000	(合計所得金額) $1,800,000 - 360,000 = 1,440,000$ $350,000 \times (1 + 2) + 320,000 = 1,370,000$ $< 1,440,000$ $\therefore$ 所得割課税
2 所得控除		2
(1) 医療費控除	100,000	(1) $172,000 - ※72,000 = 100,000$ $※ 1,440,000 \times 5\% = 72,000 \leq 100,000$ $\therefore 72,000$
(2) 社会保険料控除	440,000	
(3) 配偶者控除	330,000	
(4) 扶養控除	450,000	(4) 長男 特定扶養親族
(5) 基礎控除	330,000	
	1,650,000	
3 課税所得金額		3
課税総所得金額	0	$1,440,000 - 1,650,000 < 0 \quad \therefore 0$
4 均等割額		4
(1) A 県民税	1,500	$350,000 \times (1 + 2) + 210,000 = 1,260,000$ $< 1,800,000 \quad \therefore$ 均等割課税
(2) B 市民税	3,500	
5 県民税及び市民税		
(1) A 県民税	1,500	
(2) B 市民税	3,500	

【解答への道】

1. 設問は、所得割は課税の判定となるが、所得割額が算定されないため、均等割の非課税判定を行っている。

$$350,000 \times (1 + 2) + 210,000 = 1,260,000 \text{円} < 1,800,000 \text{円}$$

↑
(本人・妻子)

合計所得金額が上記の算式で得た金額以下の場合には均等割も非課税となる。

2. 甲の課税標準である総所得金額 1,440,000円は所得割の特例により非課税に該当 ($350,000 \times 3 + 320,000 = 1,370,000$) しない。〈地方税法附則 3 の 3〉

法附則 3 の 3 ①・③において所得割の非課税判定を課税標準である総所得金額等において行うと規定している。

これは、個人住民税が賦課課税制度に基づく課税の簡素合理化に資するもので、この制度のもとでも個人の納税義務者に所得の申告を義務づけており、所得の申告だけで非課税の有無を判定できるわけである。

問題 5

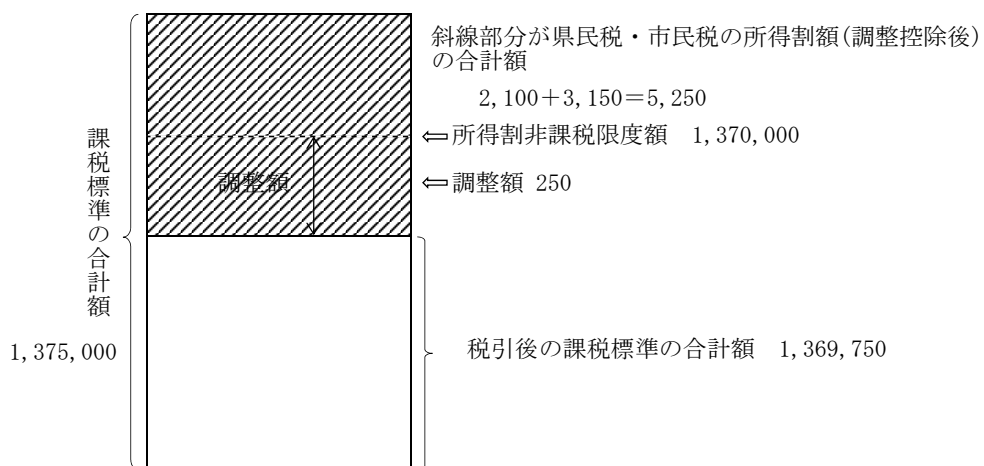
【解 答】

(単位：円)

〔1〕総所得金額	1,375,000	〔1〕 $635,000 + 600,000 + 140,000 = 1,375,000$ ※ 非課税の判定 $350,000 \times (1 + 2) + 320,000 = 1,370,000$ $< 1,375,000$ ∴ 課税
〔2〕所得控除額		
(1) 社会保険料控除	160,000	
(2) 配偶者控除	330,000	(2) $350,000 \leq 380,000$ ∴ 該当
(3) 扶養控除	450,000	(3) 長女 特定扶養親族
(4) 基礎控除	330,000	
	1,270,000	
〔3〕課税総所得金額	105,000	〔3〕 $1,375,000 - 1,270,000 = 105,000$ (千円未満切捨)
〔4〕所得割額		〔4〕
(1) 県民税	2,000	(1) 県民税 $105,000 \times 4\% = 4,200$ $4,200 - 2,100 = 2,100$
(2) 市民税	3,000	(2) 市民税 $105,000 \times 6\% = 6,300$ $6,300 - 3,150 = 3,150$ $1,375,000 - (2,100 + 3,150)$ $= 1,369,750 < 1,370,000$ $1,370,000 - 1,369,750 = 250$ 調整後の所得割額 (1) 県民税 $2,100 - 250 \times \frac{2,100}{2,100 + 3,150} = 2,000$ (2) 市民税 $3,150 - 250 \times \frac{3,150}{2,100 + 3,150} = 3,000$

【解答への道】

所得割の税額調整は，所得割の非課税限度額を若干上回る課税標準の合計額である場合において住民税所得割額控除後の課税標準の合計額が非課税限度額を下回ることのないように調整を行うものである。



問題6 均等割**基礎****〈設問1〉**

次の設問により県民税及び市民税の均等割の税率を答えなさい。なお、税率は標準税率とする。

- (1) A県B市に住所を有し、同県C市に事務所を有している。
- (2) A県B市に住所を有し、同県同市内に家屋敷を有している。
- (3) A県C町に住所を有し、A県D市に事務所を有している。
- (4) A県B市に住所を有し、C県D市に事務所を有する。
- (5) A県B市C町に住所を有する。

〈設問2〉

次の設問における甲の県民税及び市民税の均等割の税率を答えなさい。課税団体の条例で定める均等割の非課税基準の金額は31万5千円、加算額は18万9千円としている。税率は標準税率とする。

- (1) A県B市に住所を有する甲（合計所得金額30万円・課税標準の合計額も同額とする。）
- (2) A県B市に住所を有する甲（合計所得金額37万円・課税標準の合計額も同額とする。）
- (3) C県D市に住所を有する甲（合計所得金額98万円・課税標準の合計額87万円）
扶養親族を1人有している。
- (4) A県C町に住所を有する甲（合計所得金額127万円・課税標準の合計額108万円）
控除対象配偶者及び2人の扶養親族を有している。
- (5) A県C村に住所を有する甲（合計所得金額130万円・課税標準の合計額100万円）
障害者に該当。控除対象配偶者及び1人の扶養親族を有している。

問題7 均等割の軽減**基礎**

次の資料によりA市に住所を有する所得割の納税義務者甲と甲の同一生計親族が納付すべき均等割額を算定しなさい。

なお、税率は標準税率を採用しているものとし、A市は条例で定める均等割の非課税基準の金額を31万5千円、加算額を18万9千円と定めている。また、A市は次のとおり条例により均等割の税率の軽減を定めている。

- 1 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族 1,300円
- 2 上記に掲げる者を二人以上有する者 900円

甲の同一生計親族の所得の状況

- (1) 妻 給与所得の金額 360,000円（勤務の都合上、B市に住所を有している。）
- (2) 長男 雑所得の金額 320,000円
- (3) 長女 一時所得の金額 660,000円

問題6

【解 答】

- 〈設問 1〉
- (1) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{A 県民税} & 1,500 + 1,500 = 3,000 \\ \text{B 市民税} & 3,500 \\ \text{C 市民税} & 3,500 \end{array} \right.$
 - (2) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{A 県民税} & 1,500 \\ \text{B 市民税} & 3,500 \end{array} \right.$
 - (3) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{A 県民税} & 1,500 + 1,500 = 3,000 \\ \text{C 町民税} & 3,500 \\ \text{D 市民税} & 3,500 \end{array} \right.$
 - (4) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{A 県民税} & 1,500 \\ \text{B 市民税} & 3,500 \\ \text{C 県民税} & 1,500 \\ \text{D 市民税} & 3,500 \end{array} \right.$
 - (5) $\left\{ \begin{array}{ll} \text{A 県民税} & 1,500 \\ \text{B 市民税} & 3,500 \end{array} \right.$

- 〈設問 2〉
- (1) A 県民税 非課税 B 市民税 非課税
 $35\text{万円} \geq 30\text{万円}$ $\therefore$ 所得割非課税
 $31\text{万}5\text{千円} \geq 30\text{万円}$ $\therefore$ 均等割非課税
 - (2) A 県民税 1,500 B 市民税 3,500
 $35\text{万円} < 37\text{万円}$ $\therefore$ 所得割課税 (均等割も課税)
 - (3) C 県民税 1,500 D 市民税 3,500
 $35\text{万円} \times (1 + 1) + 32\text{万円} = 102\text{万円} \geq 87\text{万円}$ $\therefore$ 所得割非課税
 $31\text{万}5\text{千円} \times (1 + 1) + 18\text{万}9\text{千円} = 81\text{万}9\text{千円} < 98\text{万円}$ $\therefore$ 均等割課税
 - (4) A 県民税 非課税 C 町民税 非課税
 $35\text{万円} \times (1 + 3) + 32\text{万円} = 172\text{万円} \geq 108\text{万円}$ $\therefore$ 所得割非課税
 $31\text{万}5\text{千円} \times (1 + 3) + 18\text{万}9\text{千円} = 144\text{万}9\text{千円} \geq 127\text{万円}$ $\therefore$ 均等割非課税
 - (5) A 県民税 1,500 C 村民税 3,500
 障害者だが $130\text{万円} > 125\text{万円}$ $\therefore$ 住民税課税
 $35\text{万円} \times (1 + 2) + 32\text{万円} = 137\text{万円} \geq 100\text{万円}$ $\therefore$ 所得割非課税
 $31\text{万}5\text{千円} \times (1 + 2) + 18\text{万}9\text{千円} = 113\text{万}4\text{千円} < 130\text{万円}$ $\therefore$ 均等割課税

【解答への道】

1 (1)

A 県	
B 市 住 所	C 市 事務所
D 市	

(2)

A 県	
B 市 住 所 家屋敷	C 市
D 市	

(3)

A 県		
D 市 事務所	C 町 住 所	E 町

(4)

A 県		C 県	
B 市 住 所	E 市	D 市 事務所	F 市

(5)

A 県	
B 市 住 所	C 市
D 市	

2 A県C町・A県C村

市町村民税の課税権は地方公共団体（市・町・村）が有するため，設問の場合，C町・C村が課税団体となる。

問題 7

【解 答】

(1) 妻

$$360,000\text{円} \leq 380,000\text{円}$$

∴ 控除対象配偶者

$$360,000\text{円} > 350,000\text{円}$$

∴ 所得割課税

$$\text{B市均等割も課税} \quad 3,500$$

(2) 長 男

$$320,000\text{円} \leq 380,000\text{円}$$

∴ 扶養親族

$$320,000\text{円} \leq 350,000\text{円}$$

∴ 所得割非課税

$$320,000\text{円} > 315,000\text{円}$$

∴ A市均等割課税

$$3,500\text{円} - 1,300\text{円} = 2,200\text{円}$$

(3) 長 女

$$660,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 330,000\text{円} \leq 380,000\text{円}$$

∴ 扶養親族

$$330,000\text{円} \leq 350,000\text{円}$$

∴ 所得割非課税

$$330,000\text{円} > 315,000\text{円}$$

∴ A市均等割課税

$$3,500\text{円} - 1,300\text{円} = 2,200\text{円}$$

(4) 甲自身

甲は均等割を納付する義務がある扶養親族（長男及び長女）を二人以上有しているので、甲についてもA市均等割が軽減される。

$$3,500\text{円} - 900\text{円} = 2,600\text{円}$$

【解答への道】

「均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族」であれば、全てが均等割の軽減の対象となるので、まず、納税義務者甲の控除対象配偶者に該当するか否か、扶養親族に該当するか否かを人的控除の段階で正確に判断する必要がある。

次に、妻はA市に対して納税義務を負わないため、控除対象配偶者に該当してもA市の条例による軽減は適用されない。

また、納税義務者甲自身の均等割の軽減の適用については、控除対象配偶者又は扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者が全て均等割の納税義務がある場合でなければならない。

なお、道府県民税の個人の均等割については、軽減に相当する規定はなく、市町村民税の均等割を減免した場合にそれに対応して道府県民税の均等割を減免することとしている。

問題8 総合問題①

〈設問1〉人的非課税・所得割の調整

応用

A県B市に住所を有する甲（昭和42年2月10日生）及び家族の平成27年中の所得等の状況は次のとおりである。

甲及び家族が納付すべき平成28年度分の県民税及び市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。なお、A県及びB市はいずれも標準税率を採用しているものとし、これに地方税の臨時特例を適用するものとする。なお、B市は条例で定める均等割の非課税基準の金額を28万円、加算税を16万8千円と定めている。

〔資料1〕

- | | |
|---|------------|
| (1) C株式会社(内国法人・未公開)の配当金（半年決算）に係る配当所得の金額 | 60,000円 |
| (2) 給与所得の金額 | 1,195,000円 |
| (3) 土地に係る短期譲渡所得の譲渡所得の金額 | 1,340,000円 |
| (4) 雑所得の金額 | 590,000円 |
| (5) 雑損失の繰越控除額（手続要件を満たしている。） | 1,455,000円 |

〔資料2〕甲が支出した社会保険料等

- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 社会保険料 | 185,000円 |
| (2) 生命保険料（平成22年契約・個人年金は含まれていない。） | 15,000円 |

〔資料3〕甲と生計を一にする同居の家族の状況

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 妻（昭和45年8月30日生） | 給与所得の金額345,000円を得ている。 |
| (2) 長女（平成3年3月4日生） | 学 生 所得なし |
| (3) 長男（平成5年1月1日生） | 学 生 所得なし |
| (4) 甲の母（昭和19年11月3日生） | 夫（甲の父）の死亡後は甲と同居しており、障害者に該当する。障害基礎年金630,000円の他に不動産所得の金額400,000円を得ている。 |

〔資料4〕

課税短期譲渡所得金額に係る所得割の税率は、県民税3.6%・市民税5.4%とする。

問題8

【解 答】

〈設問1〉

〔1〕 甲の税額計算

(単位：円)

〔1〕 各種所得の金額		
(1) 配 当 所 得	60,000	
(2) 給 与 所 得	1,195,000	
(3) 譲 渡 所 得 (分離短期)	1,340,000	
(4) 雑 所 得	590,000	
〔2〕 課税標準		
(1) 総 所 得 金 額	390,000	(1) $60,000 + 1,195,000 + 590,000 = 1,845,000$ (雑損・繰越)
(2) 短期譲渡所得の金額	1,340,000	(2) $1,845,000 - 1,455,000 = 390,000$
	1,730,000	※ 所得割の非課税の判定 $350,000 \times (1 + 3) + 320,000$ $= 1,720,000 < 1,730,000 \quad \therefore \text{課税}$
〔3〕 所得控除		
(1) 社会保険料控除	185,000	
(2) 生命保険料控除	15,000	(2) $15,000 \leq 15,000 \quad \therefore 15,000$
(3) 配偶者控除	330,000	(3) $345,000 \leq 380,000 \quad \therefore \text{該当}$
(4) 扶 養 控 除	660,000	(4) 甲の母 障害基礎年金は非課税 $400,000 > 380,000$ $\therefore \text{非該当}$ $330,000 \times 2 = 660,000$ (長男・長女)
(5) 基 礎 控 除	330,000	
	1,520,000	
〔4〕 課税所得金額		
(1) 課 税 総 所 得 金 額	0	(1) $390,000 - 1,520,000 = \triangle 1,130,000 \quad \therefore 0$
(2) 課税短期譲渡所得金額	210,000	(2) $1,340,000 - 1,130,000 = 210,000$
	210,000	

〔５〕 所得割額			(1) 算出所得割額
① 県民税	3,972		① $210,000 \times 3.6\% = 7,560$
② 市民税	6,027		② $210,000 \times 5.4\% = 11,340$
			(注) 本問では合計課税総所得金額 0 のため 調整控除は適用ない。
			(2) 配当控除額
			$210,000 \leq 10,000,000$
			① 県民税 $60,000 \times 1.2\% = 720$
			② 市民税 $60,000 \times 1.6\% = 960$
			(3) 調整前所得割額
			① 県民税 $7,560 - 720 = 6,840$
			② 市民税 $11,340 - 960 = 10,380$
			17,220
			(4) 所得割の調整の判定
			$1,730,000 - (6,840 + 10,380)$
			$= 1,712,780 < 1,720,000 \quad \therefore \text{調整}$
			(5) 調整後所得割額
			$1,720,000 - 1,712,780 = 7,220 \cdots \text{調整額}$
			① 県民税
			$6,840 - (7,220 \times \frac{6,840}{6,840 + 10,380}) = 3,972$
			↓ ← 円未満切上 → ↓
			② 市民税
			$10,380 - (7,220 \times \frac{10,380}{6,840 + 10,380}) = 6,027$
			↓ ← 円未満切上 → ↓
〔６〕 均等割額			
① 県民税	1,500		
② 市民税	3,500		
〔７〕 県民税及び市民税の額			
(1) A 県民税	5,400	(1) $1,500 + 3,972 = 5,400$ (百円未満切捨)	
(2) B 市民税	9,500	(2) $3,500 + 6,027 = 9,500$ (百円未満切捨)	

〔2〕 家族の税額計算

(単位：円)

〔1〕 妻		
(1) A 県 民 税	1, 500	345, 000 ≤ 350, 000 ∴ 所得割非課税
(2) B 市 民 税	3, 500	345, 000 > 280, 000 ∴ 均等割課税 県 1, 500 市 3, 500
〔2〕 甲の母	——	障害者（又は寡婦），かつ，合計所得金額が 125万円以下 ∴ 住民税非課税
〔3〕 長男・長女	——	長女，長男 0 ≤ 350, 000 ∴ 所得割非課税 0 ≤ 280, 000 ∴ 均等割非課税

〈設問2〉 人的非課税・均等割の軽減

応用

次の資料により、甲及び同一生計親族の平成28年度分の県民税及び市民税の額を計算しなさい。
なお、税率は標準税率を採用しているものとし、これに地方税の臨時特例を適用するものとする。
条例で定める均等割の非課税基準額は31万5千円、加算額は18万9千円である。

1. 甲（年齢45歳） A県B市に住所を有する給与所得者
給与所得の金額 4,570,000円
2. 甲と生計を一にしている家族
 - (1) 妻（43歳） A県B市に住所を有している。不動産所得の金額345,000円
 - (2) 長男（21歳） A県B市に住所を有する。家庭教師による自己の勤務に基づいて得た雑所得の金額370,000円、雑損失の繰越控除額（手続要件を満たしている。）25,000円
 - (3) 甲の父（72歳） A県B市に住所を有している。甲と同居を常況としており、特別障害者に該当する。障害基礎年金 900,000円 不動産所得の金額 340,000円
 - (4) 甲の母（70歳） A県B市に住所を有する。甲と同居を常況としている。
公的年金収入 1,540,000円
3. B市は、住民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割の額を、条例によって次のとおり軽減する旨を定めている。
 - (1) 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族 1,300円
 - (2) (1)に掲げる者を2人以上有する者 900円
4. 調整控除額の算定方法はテキスト参照。

【解 答】

〈設問 2〉

〔1〕甲の県民税及び市民税		
1. 課税標準		
総所得金額	4,570,000	$4,570,000 > 350,000 \times (1 + 4) + 320,000$ $= 2,070,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$
2. 所得控除		
(1) 配偶者控除	330,000	(1) $345,000 \leq 380,000$ $\therefore$ 控除対象配偶者
(2) 扶養控除	1,350,000	(2)①長男 $370,000 \leq 380,000$ 19才 $\leq$ 21才 $<$ 23才 $\therefore$ 特定扶養親族 ②甲の母 $1,540,000 - 1,200,000 = 340,000 \leq 380,000$ 70才以上, 同居 $\therefore$ 同居直系尊属である老人扶養親族 ③甲の父 障害基礎年金は非課税 $340,000 \leq 380,000$ 70才以上, 同居 $\therefore$ 同居直系尊属である老人扶養親族 $450,000 + 450,000 + 450,000 = 1,350,000$
(3) 障害者控除	530,000	(3) 甲の父 (同居特別障害者)
(4) 基礎控除	330,000	
	2,540,000	
3. 課税所得金額		
課税総所得金額	2,030,000	$4,570,000 - 2,540,000 = 2,030,000$ (千円未満切捨)
4. 所得割額		
(1) 算出所得割額		(1)
① 県民税	81,200	① $2,030,000 \times 4\% = 81,200$
② 市民税	121,800	② $2,030,000 \times 6\% - 121,800$
(2) 調整控除額		(2) $2,030,000 > 2,000,000$ (配) (特扶) (同老) $50,000 + 50,000 + 180,000 + 130,000$ (同老) (同居特障) $+ 130,000 + 220,000 - (2,030,000 - 2,000,000) = 730,000 > 50,000$ $\therefore 730,000$ ① $730,000 \times 2\% = 14,600$ ② $730,000 \times 3\% = 21,900$
① 県民税	14,600	
② 市民税	21,900	

(3) 所得割額		(3)
① A県民税	66,600	① $81,200 - 14,600 = 66,600$
② B市民税	99,900	② $121,800 - 21,900 = 99,900$
5. 均等割額		
(1) A県民税	1,500	(2) 甲は均等割を納付する義務がある控除対象配偶者及び扶養親族（母・長男）を2人以上有している。軽減の適用あり。
(2) B市民税	2,600	$3,500 - 900 = 2,600$
6. 県民税及び市民税		
A県民税	68,100	(1) $1,500 + 66,600 = 68,100$
B市民税	102,500	(2) $2,600 + 99,900 = 102,500$
〔2〕 甲の妻		〔2〕
A県民税	1,500	$345,000 \leq 350,000 \quad \therefore$ 所得割非課税
B市民税	2,200	$345,000 > 315,000 \quad \therefore$ 均等割課税
		均等割を納付する義務のある控除対象配偶者 $\therefore$ 軽減適用
		$3,500 - 1,300 = 2,200$
〔3〕 長男		〔3〕
A県民税	1,500	$370,000 - 25,000 \leq 350,000 \quad \therefore$ 所得割非課税
B市民税	2,200	$370,000 > 315,000 \quad \therefore$ 均等割課税
		均等割を納付する義務のある扶養親族 $\therefore$ 軽減適用あり
		$3,500 - 1,300 = 2,200$
〔4〕 甲の父	—	〔4〕
		障害者，かつ合計所得金額 $340,000 \leq 1,250,000 \quad \therefore$ 非課税
〔5〕 甲の母		〔5〕
A県民税	1,500	$340,000 \leq 350,000 \quad \therefore$ 所得割非課税
B市民税	2,200	$340,000 > 315,000 \quad \therefore$ 均等割課税
		均等割を納付する義務のある扶養親族 $\therefore$ 軽減適用あり

【解答への道】

1. 均等割の非課税

均等割の非課税の規定は、合計所得金額が条例で定める金額以下である者に適用する。所得割の非課税との関連もあるので留意すること。

2. 均等割の軽減

均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族であればその者に対しての均等割の軽減が行われ、その数は問わない。

問題9 総合問題②

甲県A市に住所を有するとの認定を受けている甲野太郎（以下「甲」という。）及び乙県B市に住所を有するその家族が平成27年中に得た所得と支払った経費等の状況は次のとおりである。

甲及びその家族が納付すべき平成28年度分の県民税及び市民税の額を、判定及び計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

なお、関係道府県及び関係市町村はいずれも標準税率を採用しているものとし、これに地方税の臨時特例を適用するものとする。関係市町村における地方税法第295条第3項に規定する条例で定める金額（均等割の非課税基準の金額）は31万5千円とし、加算額として定める金額は18万9千円とする。

【資料1】甲（48歳・青色申告）の所得等の状況

- (1) 不動産所得の金額 2,759,000円
- (2) 事業所得の損失の金額 198,000円
- (3) 譲渡所得の損失（総合短期に係る損失）の金額 220,000円
- (4) 一時所得の金額 600,000円
- (5) 平成26年中に生じた事業所得を基とする純損失の金額の繰越控除額 327,000円
- (6) 平成27年中に支払った社会保険料に係る控除額 195,000円

【資料2】甲と生計を一にする家族の所得等の状況

- (1) 甲の妻（46歳） パート勤務による給与所得の金額が38万円ある。
なお、妻が支出した生命保険契約（個人年金を含む）の保険料に係る生命保険料控除額は49,300円と算定されている。
- (2) 甲の長男（23歳） 学生・アルバイトによる給与所得の金額が16万円、クイズの賞金に係る一時所得の金額が37万円ある。
- (3) 甲の長女（19歳） 学生・アルバイトによる給与所得の金額が31万円ある。
- (4) 甲の父（69歳） 公的年金収入が1,547,500円ある。なお、甲の父は甲の妻と同居している。
- (5) 甲の母（68歳） 公的年金収入が1,513,700円ある。なお、甲の母は甲の妻と同居している。

【資料3】

B市は条例において、均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族については1,300円、均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族を2人以上有するものについては900円の均等割の税率の軽減を規定している。

【資料4】

甲と甲の家族は、乙県B市の住民基本台帳に記録されているが、甲県A市の市町村長は、甲の生活の本拠がA市にあるものとしてA市が住所を認定して市町村民税を甲に課税する旨を乙県B市の市町村長に通知している。

なお、甲の家族は全員が乙県B市に住所を有しており、甲の所有する家屋に居住している。

問題9

【解 答】

1. 甲の税額計算

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
〔1〕各種所得の金額		
(1) 不動産所得	2,759,000	
(2) 事業所得	△ 198,000	
(3) 譲渡所得	△ 220,000	
(4) 一時所得	600,000	
〔2〕課税標準		
(1) 総所得金額	2,424,000	① $2,759,000 - 198,000 = 2,561,000$ ② $(600,000 - 220,000) \times \frac{1}{2} = 190,000$ ③ $① + ② - 327,000 = 2,424,000$ ※ $350,000 \times (1 + 5) + 320,000 = 2,420,000$ $< 2,424,000 \quad \therefore$ 所得割課税
〔3〕所得控除額		
(1) 社会保険料控除	195,000	(2) $380,000 \leq 380,000 \quad \therefore$ 控除対象配偶者
(2) 配偶者控除	330,000	(3)① 甲の長男 $160,000 + 370,000 \times \frac{1}{2}$
(3) 扶養控除	1,440,000	$= 345,000 \leq 380,000$ $\therefore$ 扶養親族 ② 甲の長女 $310,000 \leq 380,000$ かつ、 $19歳 \leq 19歳 < 23歳$ $\therefore$ 特定扶養親族 ③ 甲の父 $347,500 \leq 380,000 \quad \therefore$ 扶養親族 ④ 甲の母 $313,700 \leq 380,000 \quad \therefore$ 扶養親族 $330,000 \times 3 + 450,000 = 1,440,000$
基礎控除	330,000	
合計額	2,295,000	
〔4〕課税所得金額		
課税総所得金額	129,000	$2,424,000 - 2,295,000 = 129,000$
〔5〕所得割額		
(1) 甲 県 民 税	1,600	(注) ①イ. $129,000 \times 4\% = 5,160$
(2) A 市 民 税	2,400	ロ. $129,000 \times 2\% = 2,580$ ①イ－ロ = 2,580

		(注) $50,000 + 50,000 + 50,000 + 180,000 + 50,000 + 50,000 > 129,000$ $\therefore 129,000$ ②イ. $129,000 \times 6\% = 7,740$ ロ. $129,000 \times 3\% = 3,870$ ②イ－ロ = $3,870$ $2,424,000 - (2,580 + 3,870) = 2,417,550$ $< 2,420,000$ 調整額 = $2,420,000 - 2,417,550 = 2,450$ 調整後の所得割額 ① 県民税 $2,580 - 2,450 \times \frac{2,580}{2,580 + 3,870} = 1,600$ ② 市民税 $3,870 - 2,450 \times \frac{3,870}{2,580 + 3,870} = 2,400$
〔６〕均等割額		
(1) 甲 県 民 税	1,500	
(2) A 市 民 税	3,500	
(3) 乙 県 民 税	1,500	
(4) B 市 民 税	2,600	(4) 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族は妻・長男及び父の３人のため軽減の適用有。
〔７〕県民税及び市民税の額		$3,500 - 900 = 2,600$
(1) 甲 県 民 税	3,100	(1) 〔５〕＋〔６〕（百円未満切捨）
(2) A 市 民 税	5,900	(2)
(3) 乙 県 民 税	1,500	
(4) B 市 民 税	2,600	

2. 家族の税額計算

(単位：円)

(1) 甲 の 妻		(1)
① 乙 県 民 税	1,500	$380,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税・均等割も課税}$ $380,000 - 49,300 - 330,000 = 700 \quad \therefore 0$ (千円未満切捨)
② B 市 民 税	2,200	
		妻は均等割を納付する義務のある控除対象配偶者 $\therefore$ 軽減適用有
		$3,500 - 1,300 = 2,200$

(2) 甲 の 長 男 ① 乙 県 民 税 ② B 市 民 税	1,500 2,200	(2) ① $345,000 \leq 350,000$ $\therefore$ 所得割非課税 ② $345,000 > 315,000$ $\therefore$ 均等割課税
		長男は均等割を納付する義務のある扶養親族 $\therefore$ 軽減適用有 $3,500 - 1,300 = 2,200$
(3) 甲 の 長 女	—	(3) 未成年者かつ合計所得金額
(4) 甲 の 父		$310,000 \leq 1,250,000$ $\therefore$ 住民税非課税
① 乙 県 民 税 ② B 市 民 税	1,500 2,200	(4) ① $347,500 \leq 350,000$ $\therefore$ 所得割非課税 ② $347,500 > 315,000$ $\therefore$ 均等割課税
		父は均等割を納付する義務のある扶養親族 $\therefore$ 軽減適用有 $3,500 - 1,300 = 2,200$
(5) 甲 の 母	—	(5) ① $313,700 \leq 350,000$ $\therefore$ 所得割非課税 ② $313,700 \leq 315,000$ $\therefore$ 均等割非課税

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
テーマ1-1～1-3

テーマ 1

納税義務者等

1-1

個人住民税の納税義務者

〔ランクA〕

1. 住民税の概要

重要度○

住民税とは、道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）の総称である。

個人の住民税は、賦課期日において、道府県又は市町村に住所又は事務所等若しくは家屋敷を有することにより、所得割額・均等割額・利子割額・配当割額又は株式等譲渡所得割額によって課する。

2. 納税義務者（法24①⑦、294①）

重要度◎

(1) 道府県民税

- ① 道府県内に住所を有する個人
 - ② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
 - ③ 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者
 - ④ 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの
 - ⑤ 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するもの
- ①の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、②の者に対しては均等割額によって、③の者に対しては利子割額によって、④の者に対しては配当割額によって、⑤の者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(2) 市町村民税

(1)①及び②の道府県を市町村と読み替えた個人が納税義務を負う。

上記(1)②の者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに1つの納税義務があるものとして道府県民税を課する。

3. 賦課期日との関係（法39、318）

重要度◎

個人の住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

4. 住所を有する個人（法24②、294②～④）

重要度◎

(1) 原則

道府県内（市町村内）に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 特例

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。

この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

上記により、市町村民税を課税された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、市町村民税を課税することができない。

5. 均等割及び所得割の意義

（法23①一・二・三の二・三の三・三の四、292①一・二）

重要度◎

- (1) 均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。
- (2) 所得割とは、所得によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。
- (3) 利子割とは、支払を受けるべき利子等の額によって課する道府県民税をいう。
- (4) 配当割とは、支払を受けるべき特定配当等の額によって課する道府県民税をいう。
- (5) 株式等譲渡所得割とは、特定株式等譲渡所得金額によって課する道府県民税をいう。

6. 用語の意義

重要度○

- (1) 住所とは、納税義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて1人1箇所に限る。
- (2) 事務所・事業所とは、それが自己の所有であると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、継続して事業が行われている場所をいう。
- (3) 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある家宅をいい、それが自己の所有であると否とを問わない。常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しない。

1-2

個人住民税の非課税措置及び条例による減免

(非課税所得を除く)

[ランクA]

■趣 旨■

住民税は、地域社会の会費としての性格があり、地域住民が行政に要する費用を負担することを基本としているが、担税力又は社会的立場を考慮して、一定の要件に該当する者については人的な非課税制度及び税負担の調整等の措置を設けている。

なお、天災・貧困等の特別の事情がある者に対しては、税負担を減額又は免除する趣旨から、市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。

1. 道府県民税及び市町村民税の非課税

(法24の5①②、295①②)

重要度◎

道府県及び市町村は、法の施行地に住所を有しない者を除き、次のいずれかに該当する者に対しては道府県民税及び市町村民税の均等割及び所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。ただし、分離課税に係る退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日に①に該当する者に対しては、退職所得の分離課税に係る所得割を課することができない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2. 均等割の非課税（法24の5③、295③、令47の3）

重要度◎

- (1) 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下である者

市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が次の基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては均等割を課することができない。

- ① 市町村の条例で定める金額は、その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に、その条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。
- ② ①の基本額として定める一定金額は、35万円の範囲内において35万円に、

又は、①の加算額として定める一定金額は21万円を超えない範囲内において21万円に、生活保護の基準における地域の級地区分ごとに、その区分に応じてそれぞれ該当する総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

- (2) 道府県は、上記(1)の規定により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、市町村民税均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。

3. 所得割の特例（法附3の3）

重要度◎

(1) 所得割の非課税

道府県及び市町村は、当分の間、道府県民税及び市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準の合計額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

(2) 所得割の調整

道府県及び市町村は、当分の間、上記(1)の非課税基準額が、当該納税義務者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準の合計額から道府県民税及び市町村民税に係る外国税額控除までの税額控除適用後の所得割額の合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額を当該道府県民税及び市町村民税の所得割額であん分して得た額を、その納税義務者の道府県民税及び市町村民税に係る調整控除の規定適用後（配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除又は外国税額控除の適用がある場合には、その適用後）の所得割額から控除するものとする。

4. 条例による減免（法45・323）

重要度○

- (1) 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認められる者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。
- (2) 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者に係る個人の道府県民税についても同じ割合によって減免されたものとする。

1—3

個人住民税の均等割（納税義務・非課税を除く）〔ランクＢ〕

1. 意義（法23①一、292①一）

重要度○

均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。

2. 均等割の税率

重要度○

(1) 標準税率（法１①五）

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率といい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

(2) 道府県民税（法38）

標準税率

年額1,000円

(3) 市町村民税（法310）

標準税率

年額3,000円

(4) 上記(2)及び(3)の税率は、平成26年度から平成35年度までは、次の税率とする。

① 道府県民税 年額 1,500円

② 市町村民税 年額 3,500円

3. 均等割の税率の軽減（法311）

重要度◎

市町村は、市町村民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割の額を、当該市町村の条例に定めるところによって、軽減することができる。

① 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族

② ①に掲げる者を２人以上有する者

4. 住所を有する市町村以外に事務所等を有する道府県民税の納税義務（法24⑦）

重要度○

道府県は、道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

5. 賦課徴収

重要度◎

(1) 個人の道府県民税の賦課徴収の原則（法41）

個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行うものとする。

(2) 個人住民税の徴収方法

個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収があり、給与所得者又は年金所得者に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法により徴収する場合を除き、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

テーマ１ 納税義務者等

(MEMO)